

タイトル	明治前期鑄造活字の平仮名書体における濁音表示と仮名字体意識
著者	岡田，一祐；OKADA, Kazuhiro
引用	年報新人文文学(17)：10-49
発行日	2020-12-25

明治前期鑄造活字の平仮名書体における 濁音表示と仮名字体意識

岡田 一祐

一．はじめに

活字印刷技術は、合理性と結びつけられて理解されることがしばしばある。同時に、合理性は、活字印刷技術がなにかの変化を齎すときの枕詞である。活字印刷技術が、文字や綴り字のゆれを統一したとき、それは合理性の精神が働いたと言われる。鈴木（二〇一五）は、それを合理ということばによつて言い表そうとする。鈴木（二〇一五、一〇）が言うには、それは、

数の多いものを減らし、多様なものを統一し、混沌の状態を規則に従わせること、などを意味する。それらの意味用法に通底するのは、複雑かつ多様な現実世界を均質化、単純化し、本来的かつ理想的なありかたに引き戻そうとする——*reducir*の語源はラテン語 *reducere* (引き戻すこと、返すこと) である——文字通り〈還元〉の論理である。

そのような論理が齎されるのは、活字、とくにグーテンベルクの発明といわれるものに連なる近代西洋活字というものが持つ存在性そのものにあるという。いわく、一回性を有ち、そのつどごとに現れの異なる手書きの文字と比較して、複製可能性を有する活字は、どこまでも同一のものと括ってしまえる現れしか有たず、あくまでも他の記号的単位との差異が表されるのであって、存在そのものにレドゥシールの概念が組み込まれているのであると。

活字がレドゥシールの原理に沿って文字体系を表現するものであるならば、文字研究からの活字研究における課題として、活字で示された文字の体系がいかなるものか考えることが挙げられよう。ここでは、活字というものが体系を求めるそのひとつの例として、明治時代初期の活字における「濁音」表示の体系性について考えることとしたい。濁音の表記は、現代の日本語表記ではもはや悩むことはなくなつたもののひとつである。しかしながら、濁音をどのように文字に表すか定まつたのは日本語の文字・表記の歴史のなかでは比較的最近のことさらに属する。そして、それはまさに江戸期から明治初期にかけて起つたことであった。すなわち、明治初期に日本で普及の兆しを見せはじめた金属活字では、濁音はさほど自明なものではなかったのである。また、まだ一九〇〇年の平仮名の公的な字体整理が行わ

れるまえの平仮名には、ほとんど等価に見える、いくつもの字のかたちがあった。いまでは変体仮名（あるいは異体仮名）と呼ばれるそれらは、とうぜん活字にもさまざまなかたちで製作されているが、濁音を表すという点で、それらの文字に完全には等価性を認めることができない。そのゆえにこそ、どのように濁音の表現が進展していったかを、明治初期の活字に見てゆくことは意義のあることであろう。

明治期の活字における濁音の書き表しかたには、ふたつのものがある。ひとつは、いまでもそうするように、濁点を附して表すことである。もうひとつには、濁音を表す仮名文字を用いることである。濁音を表す仮名文字とは、聞き慣れないものであろうし、じじつ、国学徒の尚古の風がたまたま活字製作の場において発露したものにすぎないものではある。さりながら、それが体系を冀める精神から生まれたものであるならば、濁音の表記の歴史の問題からはいささか些事に属しつつ、日本語の文字をどのように活字によって表現したか考えるうえでは、むしろ恰好の材料であると言える。

本稿では、これらの文字の体系をめぐる検討を通じて、最終的に、どのような文字を用いるべきであるかという仮名字体意識の検討を行おうとするものである。仮名字体意識とは、岡田（二〇二二）に示される概念で、漢字の新旧字体・異体字などにも言いうることはあるが、複数の選択肢があるなかで、どの仮名字体を用いるべきであるかについての反省的意識を謂う。濁音の仮名をめぐる様相に、どのような文字を用いるべきかという観念の発展を見出したいということである。

二、レドゥシールの原理

鈴木（二〇一五、二九八）は、レドゥシールの原理と日本語活字のかかわりをつぎのように概観する…

写本や板本では、複数の異体仮名を紙面、版面に配置することによって文字遣いの単調さを避けて美的効果を狙ったり、文や句の切れ続きを明示したりといった工夫を行ってきた。非和様系〔¹〕の仮名が活字書体として選択された後も、しばらくの間はいくつかの異体仮名活字が作られ、使用されている。その使用は、明治三十三年（一九〇〇）の小学校令施行規則によって規制され、仮名字体は現行の一音一文字に統一される。だが、文字を少数の要素に還元することを指向する活版印刷術のもとでは、遅かれ早かれ、字体の収斂を免れ得なかったはずである。

そのように述べる鈴木（二〇一五）じしんは、近代のそれについて語らないわけではないにしても、レドゥシールの原理の現れの差から、むしろ嵯峨版や烏丸本徒然草のような優美な印刷面が生みだされてゆくさまを克明に示す〔²〕。規則への還元を意味するレドゥシールの原理がここで現れたのは、活字のしくみにおいてであった。活字のしくみを、日本語に当てはめられた近代西洋活字のごとく、正方形の文字の組合せのみに限ってしまえば、そこでレドゥシールの原理が働くのは文字のほうにしかありえない。そのような技術的制約が与えられてはじめて、文字を技術に従わせる機運も生じる。嵯峨版の組版が技術的制約から無縁なのではない。しかしながら、印刷面を等間隔に切り分けたその枠目を基準に三

倍角の齣まで作り、そこに彫り込まれるべき文字の数を自在のものとしたとき、活字の齣は合理的に文字の美の要請に従うことができたのである。

もちろん、ある現象がレドゥシールの原理の現れかいなかを原理的に決することはできない。その意味において、鈴木（二〇一五）が、この道具立てによってなにかを説明できたものはない。しかしながら、活字印刷というしくみは、あらかじめ（あるていどまでは）用いるべき文字の準備をしておかなければ手書きにも効率が劣ってしまうものである。そのような予期を抱くことは、あらかじめどんな内容にも耐えられる活字の蓄えなしに行いえない。そのために一六〇〇年前後に日本に活字印刷を齎し（すぐに追放され）たイエズス会は『落葉集』という名の漢字字書を作って表記の手引きとし、上海の美華書館で活字を製作していたウィリアム・ギャンブルは、聖書を中心に漢字の頻度調査を行って製作すべき漢字を決めようとしたのである。そこには、最小限の文字によって最大限の差異を取り込もうとする共通の狙いがたしかにあった（イエズス会における取り組みについては、豊島、二〇〇二、ウィリアム・ギャンブルについては鈴木、二〇一五、第四章および小宮山、二〇二〇）。現代においても、わたしたちは、コンピュータを用いるとき、文字コードという取り決めのなかで文字の情報を遣り取りしている。コンピュータに依存すればするほど、収載すべき字数は際限なく増えてゆく。現在もっとも支配的な文字コードであるユニコードは、二〇二〇年三月に公表されたヴァージョン一三・〇において、十四万文字を超え、なおその数を増そうとしているのである。しかも、際限なく増えてゆくそれらは、これだけの数を数えてもなお、ひとつひとつが区別される文字でなければならぬ。それは人類がコンピュータ上で遣り取りする文字情報をひとつの文字コードで賄おうというユニコードのある種の合理性の発露で

ある。

その点で、活字を作る、あるいはその寄せ集めによって印刷をするという表現が、体系をどのように、どのていど志したものがそれぞれ異なることは注目に値する。濁音の表現は、明治初期の活字制作者たちによって、どのように体系化されたのであろうか。

三、濁音を書き表すということ

濁音表記の問題は、それがそもそも日本語の文字の体系にとって余剰である、あるいは余剰であるかのように作られたところから起る。それを現在のわたしたちがごく自然のものと受け入れるのは、烏丸本徒然草が句読清濁を糺したように（注二参照）、ただされた本文と係わるからである。

濁音および濁音（表記）史については、さまざまな理解があり、いまここで立ち入った議論をすることはできないが、以下の行論に係わることがらでもあり、沼本（一九九七）、豊島（二〇〇三）、Frellesvig（二〇一〇）、屋名池（二〇一一）、高山（二〇一二）、肥爪（二〇一九）、澤崎（二〇一九）などに導かれつつ、かんたんに概略を示しておきたい。

日本語における濁音とは、変音現象に注目した音韻の組のことである。もと清濁は古典漢語の等韻学における用語で、声^せ *voice* と気 *aspiration* の有無から声母を整理したものを謂ったのを転じたのである。現代日本語においては、/k-/g/ /s-/z/ /t-/d/ /h-/b/ に見られる変音関係を敷衍して清濁の関係という⁽³⁾。これが上代語においてどうであったかは、根強い保留もあるものの、近年は、古典漢語

と異り、鼻音性 *nasality* の有無に帰する説が有力である。すなわち、声の対立がなかったかわりに（母音間、上代語においてはすなわち語頭以外では無声音も有声化していたと見る）、前鼻音の有無によって清濁が表現されていたというのである。すなわち、タナバタという語は、上代語では [tana^mbadal] という発音であつたというように考える。現代の東北方言などに見られる音韻体系に近いものと捉えるということである。

濁音は、したがって、清音よりも稀なものである。濁音には、語頭に立たない・語に複数現れないなどの理由によって、語彙のかつ形態統語的に予測性が高い。濁音を性質によって分けると、がんらい濁音である本濁と形態統語的現象によって濁る新濁（連濁）とに大分することができ、濁音の大半は新濁、すなわち、連濁現象によってほんらいは清音であつたものが濁音へと転じたものである。本濁のほとんどを漢字音が占めるから、漢字音のすくなかった上代においては、新濁の比率の多さはなおのとであつた⁽⁴⁾。このような濁音の性質の由来を連濁に求める議論がある。それによれば、連濁は助詞ノの縮約によって生じたのだという。また、前後の鼻音の同化があつたことも想定される。これらの要因によつて、濁音が現れる語彙が、語彙的・形態統語的に限定されるというのである。

そのような濁音を書き表すことには、いくつかの試みが歴史的になされてきた。漢字を借りての日本語表記が試みられた当初、すなわち万葉仮名では、渡来人を中心に清濁を書き分ける表記がなされもしたが⁽⁵⁾、平安時代には、濁音を書き分けない表記体系が成立する。現代に行われているような濁点による表記は、漢籍仏典の読誦の場面での濁音漢字注記の記号から派生して、しだいに仮名にも用いられるようになったところから来ている。屋名池（二〇一一、五九）は、それらの歴史を評して、

現在行われている、濁点を用いる表記法は、漢字音のための濁声点をたまたま転用したものにすぎず、考えぬかれた方法として採用されたものではないし、清濁を書き分ける点では万葉仮名時代にもどったようにもみえる。しかし、実は現代のシステムは、「連濁音」の表示を犠牲にし清濁で仮名字母を異にする万葉仮名のシステムとも、「語彙的濁音」の表示を犠牲にし清濁を書き分けない初期のひらがな・カタカナのシステムとも異なり、一方で、清濁のちがいを超えて共通の字母を用いることで、連濁という形態音韻現象の表示にも役立ち、他方で、濁点という補助記号の付加・非付加によって濁音対清音の語彙的対立も表示できるといふ、両面性を兼ね備えた、よりすぐれたシステムなのである

とする。濁音が表記上の余剰物として作られたとはこの意味においてである。

屋名池（二〇一一）の言う、「よりすぐれたシステム」というのは結果論のことで、屋名池（二〇一一）が最初に述べるように、「たまたま転用」されたもので、ただし本文を示す努力の増加によってようやく広まったものであった。一般の表記でも、確実に濁音を表示するようになったのが具体的にいつかについては、研究が乏しいが、雑誌『太陽』に基づく経時的研究では、一九一七年前後によりやくほ百パーセントに達するとの結果が出ているし（近藤、二〇〇五）、他方、時代は下るが、いわゆる終戦の詔書など、濁点を附さないものが確乎として存した。したがって、今回問題にするような、明治初期の活字においては、それはまだ見落としてはならないようなものではなかったといふことができるのである。

四、「和様」活字のばあい

これから、具体的に、明治期の活字における濁音表示について見ていきたい。活字においては、書体・書風という概念が係わっているのかんたんに説明しておく。書体とは、文字史の文脈においては、文字のある発展段階における共通した様式と字体の統一を謂い、書の観点からは、筆画の実現についての表現様式を謂うが、活字の文脈においては、さらに、なんらかの書風で統一された箇々の活字の販売単位をも謂う。鑄造活字においては、文字の大きさの違い（号数という。初号を最大のものとして、一号から八号へと小さくなってゆく。五号活字が現代の一〇・五ポイントに相当する）は、販売単位として別であり、また、用途も異なることから、形状がおおきく異なることが多い。そのなかで、共通する書風を有つ活字書体や、原型の製作者をおなじくする活字書体をも、やはり書体と呼ぶことがある。複数の観点の混在は好ましいとは言えないものの、ここでは慣習に従っておく。明朝体などは、書の観点であり、以下に謂う「和様」であるとか「平野系書体」などは、活字における書風や原型の製作者にまつわるものである。書風とは、ほんらい、個人や流派において美的に統一された様式のことを謂うが、活字においては、書体における統一を指している。

この節では、「和様」と称される平仮名活字について検討してゆくわけであるが、そのまえに、「和様」と並行して存した平仮名活字についてかんたんにでも触れておくべきであろう。そもそも、ほとんどが鑄造ではなく木活字によるものではありつつ、活字印刷じたいは安土桃山時代末期から行われていたところで、幕末から明治初期になると、西洋に鑄造活字による活版印刷のあることを承けて幾多の試みが

なされている。国内での試みはすべて上海からの輸入品に取って代わられ、いまわたしたちはその多くを知ることできないし、片仮名活字の例が少なくない（片仮名では、濁音仮名はいまのところ知られていない）。ここでは大島圭介（一八三三（天保四）年―一九一一（明治四十四）年）の活字を見ておく。圭介は、幕臣を経て明治新政府に出仕しているが、幕臣時代に陸軍所の出版物のために活字を製作している。そのなかには、平仮名活字があるが、全面的に用いているのは『歩兵制律』（川本清一訳、陸軍所一八六五）のみである。本書にしたしく接する機会をえないが、目撃しえた図版類では、「べ」にのみ濁点があるようで、そのほかは濁点を表示せずに用いられている⁽⁶⁾。一音あたりの仮名字体の種類はおおくはなく、濁音表示の機構をたんに欠いていると言える。「和様」前後の活字はこのようなものが一般的であった。

さて、「和様」活字ではどうか。「和様」活字とは、池原香稚の手になるとされる書風で、新町活版所が製作した平仮名活字書体に対する近代活字書体史研究における用語である。「和様」活字を用いた印刷物の例を図一に示す。ここに用いられるのは、四号活字である。府川（二〇〇四、巻二、一六八）では、「和様」という名称が当時に遡りえないことを指摘しつつ、これに代る名称が見当たらないとして「和様」の名を維持する⁽⁷⁾。議論の詳細は注七に譲るが、本稿では、括弧付きでこの名称を使用するものである。

この「和様」活字は、日本で定着することとなった活字書体の源流である、新町活版所の製にかかる書体に付け合わせて作られたものでありながら、ながくは用いられなかった。府川（二〇〇四）が示すように、この活字が主流の座にいたのはわずかに数年のことである。新町活版所は、日本の活字の祖と

明治第六年五月十三日

從四位 藤羽美靜

習志野原露營

平原溪不辨西東深夜無燈物色空諸瀟微衣簪裡雨驚潯耳野間風英飈
隨地踏生火美笥穿雲韻破穹攪石參差軍陣事卓章共臥幕家中

白戸中佐 藤藏

習志野原地名の記

すべて世の中にあらざるものいづれのもの其能ならんことをいすく
れて其能あり其用あるものはなりこの人あまたあつまつたつこれ
を國といふ其國其人を保護養育して其用能を全せしむるこれを人
君の職務とすここにいま紀元二千五百三十三年明治第六四月二十九
日ゆか

天皇みづから近衛の兵隊を指揮引率して下總國千葉縣なる廣野に行
きましまし練兵露營二泊にして五月一日還幸し給ひぬこの廣野は名
に高き小川なり原なるつゝきにして大和田といふ里になりたる所
にていまさ其名もぬきければ今うのこゝとく兵露營したまひ
し事によりて

図一 藤羽美靜「習志野原地名の記」(国立国会図書館蔵宋戸機関係文書その二・三四四)

称される本木昌造の開いた私塾における印刷所である。本木昌造（一八二四（文政七）年―一八七五（明治八）年）は、それまでも西洋に倣って鑄造活字製造に取り組んではみたが、大規模化にはいたらなかったところ、一八六九年、上海の美華書館において漢文の印刷のために整いつつあった活字の一揃いと印刷機、そして印刷術を、ウィリアム・ギャンブル（一八三〇年―一八八六年）を長崎鉄工所に設けた活版伝習所に招じて手にしたのち、昌造の新街私塾（崎陽新塾）に、浪人武士への授産施設としての役割を期待して印刷所を開設したのであった。ギャンブルの将来した活字には、おそらく仮名を欠いていたとみられる。『和英語林集成』の初版を印刷した美華書館であり、仮名活字がまったくなかったこともないとは思われるものの、それが日本で用いられている例を見ないのである。この新町活版所における仮名文字を作成したのは、同時代の証言を得られないものの、後世の種々の証言から池原香稚とみられている。池原香稚（一八三〇（天保元）年―一八八四（明治一七）年）は、昌造とも親交のあった眼科医であり、国学者であった。後日談になるが、長崎鉄工所の活版伝習所は紆余曲折のすえに大蔵省印刷局となり、新町活版所は、京都・大阪・横浜・東京に出張所を設け、とくに最後のものは、平野活版製造所を経て東京築地活版製造所となり、明治から大正にかけての活字製造を牽引する一大事業者となる。

資料の制約から、「和様」活字の文字の全容にはまだ知られていないところもあるものの、板倉（二一〇二）および〈本木昌造・活字復元プロジェクト〉調査グループ（二一〇三）に纏められたものが現時点で把握されたほぼ全容と言えよう。板倉（二一〇二）は、後年の印字見本（見本帖）と印刷物から摘記されたものであり、〈本木昌造・活字復元プロジェクト〉調査グループ（二一〇三）には、板倉（二一〇二）と一部重なりつつ、見本帖や印刷物と、種字（活字複製のもととする木藪）のみあって活

字として用いられた例が確認されていないものを含んでいる。作られながらも使用例も種字も見つかっていない仮名もなかにはあろうが、いま、それらの一覧を眺めていて気付くことのひとつは、片仮名であれば濁点のある活字もあるのに、平仮名には、濁点を有つ活字がひとつもないことである。そのような違和感は、濁音を表す仮名を刻した活字によってさらに強められる。

濁音仮名とは、濁音を表すに仮名そのものを清音のものと違って表したものをいう。それは、由来となる漢字の音読みとしての清濁と、仮名としての用いざまとを揃えようとするものである。あるいは、清濁両用に互る仮名があつても、濁音のみをもつばら表す仮名を用いる活字があるならば、同じように呼ぶことができる。こちらは、清濁を仮名で截然と分けるわけではないが、散発的に仮名そのものによって濁音と明示されるものを謂う。このような実践は、活字に固有のものではない。もともととは、記紀万葉に見られる清濁によって仮名を使い分けるがごとき現象を尚古のために現代に再現したのが起りである。これは、訓読みに基づく万葉仮名（訓仮名と謂う）を不純なものとし、音読みに基づく仮名を正用と見て、訓仮名（あるいは訓仮名の「疑い」を懸けられた仮名、以下訓仮名に一括する）を忌避することの一部であつた（内田、二〇〇六、矢田、二〇一二）。訓仮名忌避ががいして徹底されることと比べれば、濁音仮名使用が徹底されるということはなく、おおく散発的なものに留まる。その動機として、内田（二〇〇六、一一〇、注一）は、「古代の音仮名表記に則つた仮名字体の使用を実践するということが第一にあり、濁音専用仮名字体はその反映として使用されたものと捉え」ている。本居宣長の賀茂真淵入門宣誓書などに見られるように、国学者は、ときとして万葉仮名で表現することに価値を置くようであり、そのような実践はある種の実益を備えたものであつたかもしれない。

表一

「和様」活字における濁音仮名の製作状況。音類とは、同音の仮名の類の意である。記紀万葉は、用いられる文献を略記する。

音類	仮名	記紀万葉	二号	三号	四号	五号
が	我	記紀万	×	×	×	○
ぎ	藝	記紀万	×	○	×	○
ぎ?げ?	宜	万	×	×	×	○
ぐ	具	記紀万	×	○	×	○
ご	邪	記万	×	○	×	○
ぜ	是	記万	×	×	×	○
ぞ	叙	記紀万	×	×	○	○
だ	太	記紀万	○	○	○	○
ぢ	遲	記紀万	×	○	○	○
で	泥	紀万	×	×	×	○
ど	杼	記万	×	○	×	○
ど	騰	記紀万	×	×	○	○
ど	怒	紀	×	×	×	○
ば	婆	記紀万	×	×	×	○
び	備	記紀万	×	×	○	○
べ	辨	記万	×	×	×	○
べ	倍	記紀万	×	×	○	○

いま、「和様」活字において濁音を表すと目しうる仮名を、記紀万葉における濁音仮名にしたがって示すと表一のようにである(8)。これを見ると、濁音仮名活字は、五号活字に多く、三号と四号にはまばらに見られ、二号には、濁音仮名活字とはつきり認められる例がないことが分る(「だ」は、万葉仮名として濁音仮名であるが、当時通用の仮名として濁音仮名というわけではもちろんない)。また、依拠文献の偏りについても、古事記において用いられる濁音仮名にしたがうものが多いが、それに限られるわけではない。分布を見ると、「ど」「べ」を除いて、ひとつの音に対して、ひとつの濁音仮名があるものがほとんどである(9)。濁音仮名を欠くのは、「ご」「じ」「ず」「づ」「ぼ」の

五つのみということとなる⁽¹⁰⁾。

これらの仮名はかなり特殊な仮名であるため⁽¹¹⁾、濁音を示すことを目的として「和様」活字に含められたものであり、それによって濁点を用いないある種の理想的な状況が整理されたものと見ることが許されよう。濁音仮名は、国学者の実践としても厳密に用いられるものではなく、欠けることが体系として不備を齎すとは言い切れないからである。とはいえ、真淵や宣長、平田篤胤などが用いる「受(ず)」などの例を欠くのは、香稚の正統意識によるものかいは分らない。なんらかの理由で、現存する資料に漏れ落ちた可能性そのものは否めない。国学者における濁音仮名使用の動機についてはさきにも述べたが、同じところに発する訓仮名の忌避については、徹底されるところはない。内田(二〇〇一)によれば、宣長は、『古事記伝』の版下を作る際、「訓仮名」由来の仮名字体を避け、音仮名を用いるよう指示しているとのことである⁽¹²⁾。これらの文字を「和様」活字に欠くことはまったくない。とはいえ、「弊(へ)」や「母(も)」などの国学者に顕著に用いられる仮名字体があるのは、繋がりということができる。

しかしながら、このような濁音仮名字体の整備状況は、じつさいの活字の使用傾向からすると、いささか不審な分布ではある。府川(二〇〇四、第三卷、一八〇―一八八)や鈴木(二〇一五、第五章)で述べられるように、新町活版所の活字字体としてもっとも用いられたのは三号と四号であり、五号活字は〈本木昌造・活字復元プロジェクト〉調査グループ(二〇〇三)に述べられるように、見本帖から復元されるところがほとんどで、実例がほとんど見られないのである。また、府川(二〇〇四、卷三、六八)

は関東に渡った「和様」活字が二号と四号に限られると推定する。すなわち、平野活版製造所において五号「和様」活字の準備がないということは⁽¹³⁾、五号「和様」活字がそれ以降の作であることを窺わせる。じつさい、現在知られる五号「和様」活字印刷物の例は、『改正小児養育心得』（京都…点林堂、一八七六年）の広告に一部が用いられるほかに、一八八二年の大阪の見本帖があるのみなのである。平野活版製造所が分離したのは、その四年前の一八七二年のことであるから、その間に作成されたと、ひとまずは考えられるのではなからうか。新町活版所において、上海に倣い、五号活字を本文用活字の主力として考えていたとするならば、仮名活字の整備が遅くなったことは不審ではあるけれども、どうじに、濁音仮名の整えられ方は、見出しに用いる二号のそれと比較すればなお、本文用活字としての意の入れられ方を示しているように思われる。

いずれにせよ、「和様」活字の用例のほとんどは、濁音仮名活字の整わない号数の活字なのだから、じつさいの印刷物において濁音仮名活字として用いられることは期待しがたい。そもそも、「和様」活字のなかの濁音仮名活字を、じつさいに濁音仮名活字としても、そうでない仮名としても用いることはさほど多くない点も問題である。三号活字における濁音仮名の例は、すくなくない数が種字のみ現存して印字例が見出されていないものである。また、五号活字にしても、濁音仮名活字の存在が知られるのは、見本帖によってであって、『改正小児養育心得』に現れるわけでもなかった。そもそも、当の香稚が濁音仮名についてはつきりしない。本木昌造の『西洋古史略』（長崎…点林堂、一八七四年）に寄せた香稚の序が諏訪神社に草稿を蔵するという（春田、二〇一六、一六一七）。草稿に用いられた仮名字体には、「都（つ）」「弊（へ）」「無（む）」「舞（む）」など、特徴的な仮名字体の使用が見られはするものの、すべて清

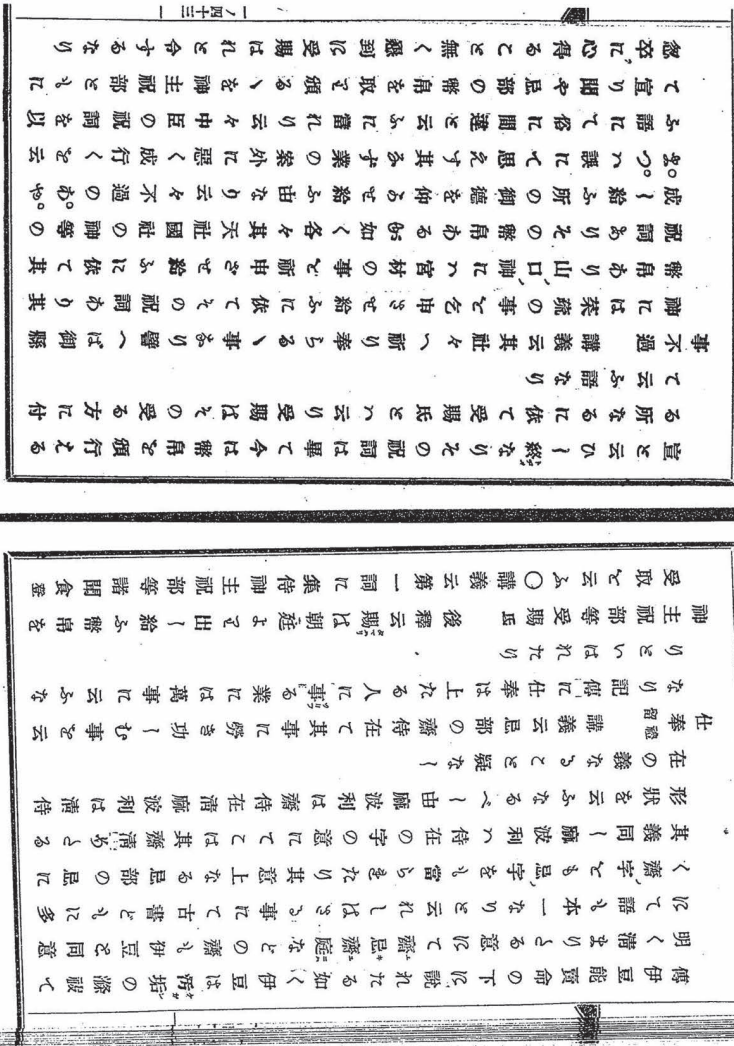
音であり、「と」「者」は「め」のごとき「訓仮名」もすくなく用いられている⁽¹⁴⁾。そういえば、「和様」活字に特徴的な、行草体の雰囲気の色濃く残す「惠（ゑ）」も、ここではよくある「ゑ」である。刊行されたものを、図二に示すが、ここでは、字体がほとんど変ってしまっている。右に挙げた稀用字体すら、そもそも「舞」しか用いられないのである。

国学者たちは、「和様」活字の世界観をどのように見たのであろうか。平田篤胤派（いぶきのや 気吹舎）の印刷物からすこし見てみよう。製版（木版）印刷で筆耕の思うがままに文字を彫って、特異な字体で目を驚かせていた平田派国学者たちであったが、活版印刷になると、とたんに鳴りを潜めてしまう。図三は、製版印刷による出版物で、ここでは、「都（つ）」「閉（へ）」「倍（べ）」の使用を指摘できる。それに対して、図四と図五は明治に入ってから刊行物で、図四が塾の経営を引き継いだ平田胤雄による版、図五がそれを大阪で再版したものである。気吹舎では、なごらく版下を書いていた、第二代の平田鉄胤在世中ついに活版印刷は行われず、ようやく死後一八八二年の『祝詞略解』において活版印刷が試みられたようである⁽¹⁵⁾。図四は、平野活版製造所の作った四号仮名書体を用い、図五では、それにくわえて、「和様」活字を交えた版面となっている。これは、胤雄のかかわるのちの印刷物でも同様で、平田派では、明確に「和様」活字を用いた例はないことになる（平田派でとくに重要な『古史伝』は、最後まで整版で刊行された）。それだけではなく、整版であれば期待される仮名字体への注意も、ここでは見られない。四号「和様」の字体が限られていたためかもしれないが、大阪版でとくべつ字体への注意が現れるわけではない。香稚の原稿と『祝詞略解』ともに、草稿では用いるべき仮名への注意が働いていたものが、いざ印刷されたものでは反映されない。香稚のものは、印刷できない文字でもなかったはずである

事 不過 講義云其社々へ祈り奉らるゝ事あり譬へは御願
 神には茶碗の事を乞申させ給ふ¹依てその祝詞あり其
 幣帛あり山口、神にハ宮材の事を祈申させ給ふ¹依て其
 祝詞ありその幣帛あるが如く各々其天社國社の神等の
 成し給ふ所の御徳を仰かせ給ふ由なり云々不過のあや
 まつゝ誤¹て思えを其なを業の案外¹惡く成行くをも云
 ふ語¹て俗¹間達と云ふ¹當れり云々中臣の祝詞を以
 て重り聞や忌部の幣帛を取り頒るゝを神主祝部とも¹
 忽卒¹心得ること無く懇到¹受賜はれど令をるかり

傳 伊豆能賣命の下¹耽れたる如く伊豆ハ丙坂の瀧取て
 明く清まりたる意¹て瀧忌瀧庭かとの瀧も伊豆と同意
 にて照も本一ありと云れしへさる事にて古書とも¹多
 く瀧字をも忌字をも當られたり其意上ある忌部の忌に
 其義同し麻波利ハ侍在の字の意にてこハ其齋清めたる
 形狀を云ふなるへし由麻波利ハ齋侍在清麻波利ハ清侍
 在の義なること疑あし
 仕 奉 講義云忌部の齋侍在て其事に勞き功しむ事を云
 なり記傳に仕奉へ上たる人¹事る業¹は萬事¹云ふあ
 りといはれたり
 神主祝部等受賜¹後釋云賜ハ朝廷より出し給ふ幣帛を
 受取を云ふ○講義云第一祠¹集待神主祝部等諸間食¹

図四 久保季茲『祝詞略解』(平田胤雄、一八八二。国立国会図書館蔵)



にも拘らずである。それは、整版の時代には考えられなかったことで、筆耕と植字工とは同列にしないなにかがあると言える。いずれにせよ、国学的な理想が注ぎ込まれたはずの「和様」活字によって、国学者たちの仮名字体意識は破壊されてしまったと言っても過言ではない。

「和様」活字そのものは、東京の平野活版製造所ではやくに抛棄され、大阪活版製造所や長崎の印刷所からくも残ったけれども、それらの例においても、濁音仮名が積極的に用いられる例を見出せないばかりか、平野系の書体などから濁点付きの仮名を補いさえする。図六の『新々長崎土産』はその例であり、すべてが平野系の書体とは言いがたいが、もともとはない濁点の有る活字が補われている。かつて宣長は「濁音ハタゞ清音ノ変ニシテ。モトヨリ別ナル者ニ非ザル故ニ。皇国ノ正音ニハ。是ヲ別ニハ立テ」ないと述べた（『皇国ノ正音』『漢字三音考』一七八五年）。「和様」活字がその表現であったかは、いまとなつては分らないが、「和様」活字に濁点を補うことは、その体系の否定でしかなかった。

五 「和様」活字後の活字における濁点活字の整備

「和様」活字後の非「和様」活字においては、濁点を附した活字を作ることが一般化した。ここでは、それをたんに「濁点活字」と呼ぶことにする。非「和様」活字においても、印刷需要に応えるべく、変体仮名の活字が用意されることになる。そこには、とうぜんながら、清濁の問題を有つ仮名がある。それらの仮名では、濁点活字が整備されるかといえば、そうではないところに問題がある。

本題に入るまえに、非「和様」活字そのものの展開について、すこしだけ触れておく。在京の平野活

の思念と書牒に介すふまゝれるが故。結構を天地から、結構を點狀と書き綴れば、其れてよみては脚座らぬ。かゝ點の不足のといふ如、他人の詮議、拔頭痛の病も、かうこそ、罰が當つて、酒は飲めぬ、病仙の境遇を嘆し、猶ぬて脚座るをも。天狗の鼻一寸や二寸の折ひし、當も、病仙最初より覺悟の希ふも、芝居の高みキラ附く、一片の虫、挑源の郷へ入て、其中、郷み後ひ難く、面白く、手ゆき、キヨビリ、目醒しの針とぞしに、苦之れを告ぐせ、茲病、余がほし、い、名が、据し、い、天地か、天下か、

六

何れ一か。一點亦ある所有りといふ。様をどうせ免かれ、猶さして天子の之と求むるは、其れ人の之と求むるふ異なる有る歟と、問ふは、語りの高慢文句、其より筆して、けしきみ代ふ。

明治觀音の緣日廿三年
慈法如來の第一週年日

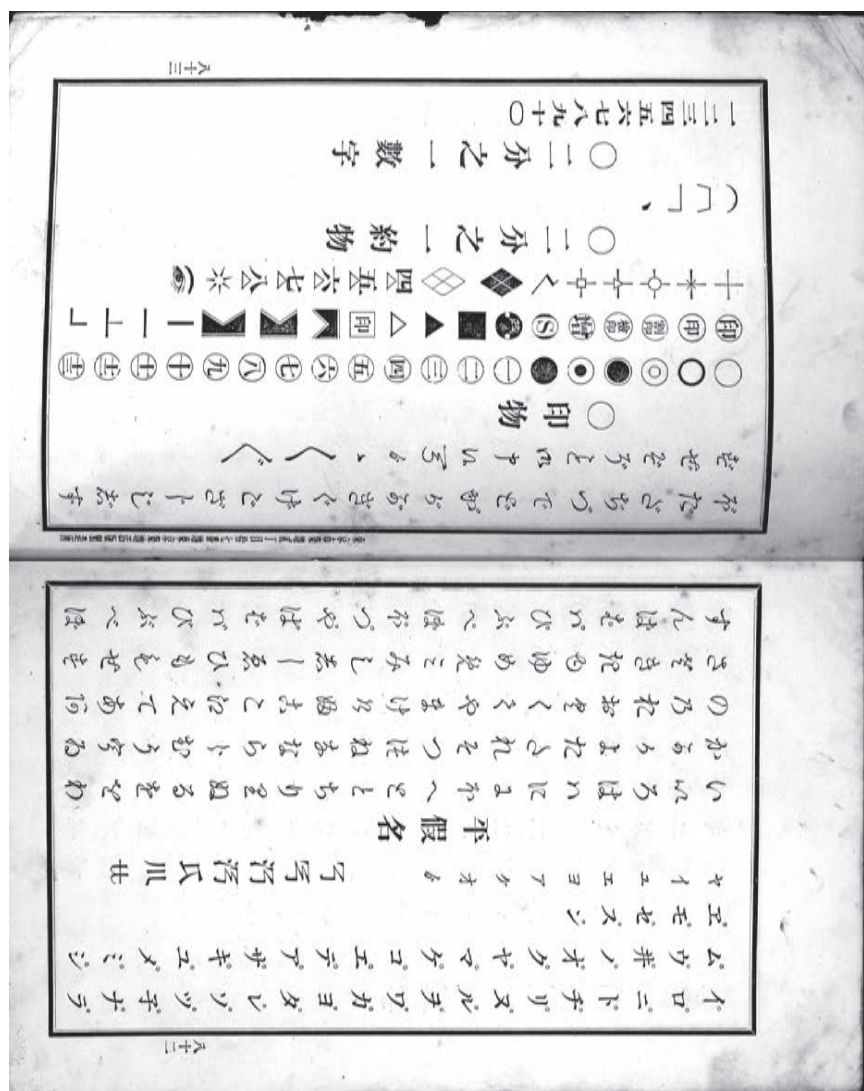
咲 霞 病 仙

七

図六 鈴木力『新々長崎土産』再版（一八九〇。国立国会図書館蔵）

版製造所において「和様」が抛擲され、また主力製品であった五号活字においては、「和様」活字はそもそも用いられなかったことはさきに触れたが、そこでかわりに製作されたのは、近世後期板本で醸成された、板本書体と近年呼ばれるものにもとづく書体であった。そこで作られた文字は、濁点活字を有するものであったことがさしあたって重要である。同時期に、実業家で仮名専用運動で知られる清水卯三郎が、浮世絵師や筆耕などで知られた梅素亭玄魚こと宮城喜三郎に版下を書かせて、パリで活字を製作させようとしたとかいう逸話も示唆的である。同じころ、大蔵省印刷局では、「和様」に靡いたような書体を作っていたが、それでも濁点活字は確認できる。その後、明治十年代中葉には、竹口芳五郎や竹口正太郎らが、東京築地活版製造所（平野活版製造所が改称）の一部活字を御家流によるものに改める。同社は、その後、明治三十年代にいたって、御家流と板本書体とを融合させた書風による書体を展開する。同時期には、秀英舎（現在の大日本印刷の源流）で菱湖流による書体が製作されている。そのほかにも、楷書体活字や行書体活字の展開なども話題としてはあるが、仮名字体の面では大きな問題ではないので、明朝体についておおまかに纏めれば、唐様のな書体が明治初期にわずかに製造されたのち、板本書体と呼ばれる書風の書体に取って代わられるが、上代様の仮名が明治十年代後半に現れ、明治二十年代後半から三十年代にかけてそれらを掛け合わせたような文字が現れ、古典的書体として定着してゆくことになる。

さて、図七によって濁点活字のありさまを見ておこう。これは、東京築地活版製造所による二号明朝体活字の総数見本帖のほぼ最後の二葉である。「平仮名」では、まず、清音が示され、「ん」が続ぎ、半濁点を有つ仮名が示され、バ行からダ行・ガ行・ザ行の順で仮名が示され、さいごに合字や記号などが



図七 「二号明朝活字見本」(東京築地活版製造所、一八九三年。中村真也氏蔵)

示される順序である（なお、おおくの見本帖では、ガ行からバ行まで濁点活字が示され、さいごに半濁点活字が続く）。平仮名では、いろは歌手本に特徴的な仮名字体であるいろは仮名（くわしくは矢田、二〇一二、岡田、二〇二二を参照）が示されたのち、そのあとに「変体仮名」が続く⁽¹⁶⁾。「於（お）」や「江（え）」が現行の仮名にさきだつて示されるのは、したがって、誤りではない。この排列は、変体仮名が掲載されなくなる昭和初期にいたっても見られもする。ここで、清音に現れる仮名がどれほど濁点活字を有つものか見てみると、「可 a（か）」「可 b」「之（し）」「志（し）」「春 a（す）」「曾（ぞ）」「多（た）」「止（と）」にはあり（「と」にはない）、「起（き）」「介（け）」「古（こ）」「左（さ）」「徒（つ）」「豆（て）」⁽¹⁷⁾には欠く。八行の仮名の半濁点について分けて考えると、「ハ（は）」「者（は）」「本 a（ほ）」には濁点・半濁点ともに具備し、「婦（ふ）」はどちらもない（なお、「つ」「や」に半濁点があるのは、何を表すのか、いまのところ考えがない）。これは二号活字で見出しなどの用途以外に需要が乏しく、もともと仮名字体を網羅しない傾向にある号数であることを差し引いても、あるいは、差し引いてのこの字数であるがゆえに、偏りが際立つ。

近代の活字見本帖の仮名字体の整備状況を整理した岡田（二〇一七）のデータのうち、濁音活字の整備状況をふまえて、四号から六号にかけての十一書体を選び、表二・表三・表四・表五に、どれほど濁音活字が整備されているかを示した⁽¹⁸⁾。その結果を見れば一目瞭然であるが、特定の仮名にしか濁音活字は用意されない。清音だけを見れば、あまり違いが認められないそのほとんどで、整備される濁音活字の書体間分布が異なるのである。たとえば、「は」や「ほ」の音では、「者」「ハ」「本」などに由来する仮名の活字もすべての書体で現れるのに、そのどちらでも、濁点活字を有する書体の数がすべてには及ば

表三 サ行の仮名字体と濁音仮名活字のある書体の数

音類	字体	濁点活字 の書体	比率
さ	さ	11/11	100%
	左	2/9	22%
	佐 a	0/5	0%
	佐 b	0/3	0%
し	志	5/11	45%
	之 a	5/6	83%
	し	7/8	88%
	之 b	5/8	63%
	之 c	0/2	0%
	新	0/1	0%
す	す	10/11	91%
	春 a	6/10	60%
	須 a	1/6	17%
	須 b	0/4	0%
	壽 a	0/1	0%
	須 c	0/1	0%
せ	せ	10/11	91%
	勢 a	1/8	13%
	世 a	0/4	0%
	世 b	1/1	100%
	勢 b	0/1	0%
	勢 c	2/2	100%
そ	そ	10/11	91%
	曾 a	4/9	44%
	楚	3/7	43%
	曾 b	0/2	0%
	曾 c	0/1	0%

表二 カ行の仮名字体と濁音仮名活字のある書体の数
その字体の現れる書体の数を分母とし、濁点活字を有する書体を分子とした。表五まで同様。

音類	字体	濁点活字 の書体	比率
か	か	11/11	100%
	可 a	7/10	70%
	可 b	6/10	60%
	加	0/2	0%
	嘉	0/2	0%
	可 c	0/1	0%
	閑	0/1	0%
き	き	9/11	82%
	起	4/9	44%
	幾 a	0/5	0%
	幾 b	1/1	100%
	幾 c	2/2	100%
	支	0/1	0%
	喜	0/2	0%
	伎	0/1	0%
く	く	11/11	100%
	具	3/9	33%
	久 a	3/6	50%
	久 b	0/2	0%
	俱	0/1	0%
け	け	10/11	91%
	介	5/8	63%
	希	1/8	13%
	遣	0/1	0%
こ	こ	11/11	100%
	古 a	6/10	60%
	己	0/2	0%
	故	0/1	0%

表五 八行の仮名字体と濁音仮名活字のある書体の数

音類	字体	濁点活字の書体 (括弧内は半濁点 活字の書体)	比率
は	は	11 (11)/11	100%
	者 a	7 (5)/11	64%
	ハ	7 (2)/11	64%
	盤 a	0 (0)/8	0%
	波	0 (0)/3	0%
	盤 b	0 (0)/1	0%
	婆	0 (0)/1	0%
ひ	ひ	11 (11)/11	100%
	飛 a	2 (2)/8	25%
	飛 b	0 (0)/6	0%
	比	1 (0)/3	33%
	悲	0 (0)/1	0%
ふ	ふ	11 (11)/11	100%
	婦	1 (1)/7	14%
	布 a	0 (0)/1	0%
へ	へ	11 (11)/11	100%
	遍 a	4 (2)/8	50%
	遍 b	0 (0)/2	0%
ほ	ほ	11 (11)/11	100%
	本 a	8 (3)/11	73%
	保 a	0 (0)/9	0%
	保 b	0 (0)/4	0%
	本 b	1 (1)/1	100%

表四 夕行の仮名字体と濁音仮名活字のある書体の数

音類	字体	濁点活字 の書体	比率
た	た	11/11	100%
	多 a	4/10	40%
	多 b	1/6	17%
	堂 a	0/4	0%
	堂 b	0/1	0%
ち	ち	11/11	100%
	知 a	1/8	13%
	千	0/1	0%
	知 b	0/1	0%
つ	遅	0/1	0%
	つ	11/11	100%
	川	3/9	33%
	徒 a	3/8	38%
	津	0/7	0%
て	都	0/2	0%
	て	11/11	100%
	天	3/9	33%
	弓 a	1/7	14%
と	帝	0/5	0%
	と	10/11	91%
	止	7/10	70%
	登 a	2/8	25%
	登 b	0/4	0%

ないし、半濁点活字となればなおのことである。ある仮名に濁点を附す・附さないの選択は、そこに判断が起るのであれば、その結果は仮名字体に対するなんらかの規範意識の投影と言えようが、このように附す・附さないの判断にゆれがあるということは、それらのゆれる文字についての価値判断にばらつきがあるということでもある。すなわち、濁点活字の状況は、そのような字体の周縁性のていどを示すものでもあるわけである。

すべての可能性がある仮名に濁点が附されないということは、そもそも濁点活字があることに加えて、「和様」とは異った濁音表示の考え方を示す。それは「和様」活字の運用においてすでに見られたことではあったが、「和様」活字の字体の製作方法が在るべき文字をすべて在らしめるものであったとすれば、非「和様」活字のそれは、できるだけすくなく作る態度とでも言えようか。「和様」活字の印刷物における姿を見るにつけても、選択の幅を狭めるためにも、字体数が際限なく増えることは好まれなかったのではないか。そこに、選別意識が働いたのであれば、あいまいであったり、消極的なものではあったりとしても、それは仮名字体意識の投影のひとつであると言えよう。このように仮名に濁点活字を欠いてしまっていては、その字体は濁点を用いない場面でしか使うことができず、濁点を正確に用いる圧力が高まるなかで、実用的に、ふつうの印刷では用いることが難しくなっていくもおかしくはない。小林ベター（二〇一四）が述べるような、明治二十年代における変体仮名の使用の減少も、そのような前段階を有つはずである。

六、おわりに

鈴木（二〇一五）の第五章は、題して「開化の軋み」という。そういうところは示されていないが、現代のような平仮名と明朝体漢字の印刷書体のあいだがらが、どのように形成されてきたかをめぐるエスキスである。そのなかで、「和様」は、行書を中心としたふるき様式の象徴のごとくに扱われる。小宮山（二〇二〇）なども、くりかえし、本来のびやかであるはずの仮名が活字のま四角に収められることの不安定を「和様」に見出す。なるほど、これは開化の軋みなのかもしれない。しかしながら、それははたして四角に収めることへの違和感であつたろうか。久田（二〇一九）は、楷書体の漢字——明朝体もひろい意味で楷書体の一部である——と平仮名の組合せが十八世紀を通じて広まっていったことを指摘している。巧拙はともかく、昌造にせよ、香稚にせよ、いまさら向き合うべき違和感ではなかったはずである。

濁音表示のありかたから見えてきたことは、「和様」活字の特異的に積極的な濁音表示の体系化と、非「和様」活字における体系を破壊するような消極的な濁点活字の用意であつた⁽¹⁹⁾。それでは、どちらをレドゥシールの原理の現れと呼ぶのであろうか。結果的に、後者があらたな体系に導くことを言うのかもしれないが、それでは濁点の明示を要請する世の動きも不可視化してしまうように思われる。

いまこのように濁音を濁点によつて正確に表現するという営みは、筆耕の書いたものを版木に起こせば済んだ整版版下には問題にならなかつたろうが、いざ活版の世になってみれば、多字体のままでは管理すべき活字の増大を招くだけであつた。そもそも多字体の活字をうまく捌ききれないことは、香稚ら

の理想が投影された「和様」活字の時代からしてそうであったのである。非「和様」活字において、消極的に濁点活字へと拡張される際には、選ばれるべき字体についての意識があいまいに働き、ある書体においては濁点を与えられ、ある書体においては与えられないということが起きた。それらの文字は、仮名字体意識のゆらぐところであり、そのようなゆらぎは、のちの仮名字体統一のなかで切り捨てられてしまうのであった。

文献

青山由起子（二〇〇二） 「江戸時代に於ける「御家流」と「唐様」 「書体」というメディアの情報伝達」『表現文化研究』一・二一

青山由起子（二〇〇五） 「明治維新における公文書書体の転換 藩士が見た「布達」類の書体と記録した「控」類の書体」『書字書道史研究』一五

板倉雅宣（二〇〇二） 『和様ひらかな活字』ヴィネット三、朗文堂

内田宗一（二〇〇二） 『古事記伝』の仮名字体 訓仮名出自字体の忌避とその背景『国語文字史の研究 六』和泉書院

内田宗一（二〇〇六） 『古言梯』の仮名字体 訓仮名出自字体の忌避をめぐって『国語文字史の研究 九』和泉書院

内田宗一（二〇一〇） 「賀茂真淵著作における仮名字体使用に関する考察 訓仮名出自字体の忌避をめ

ぐつて『語文』九二・九三

岡田一祐(二〇一七)「近代活字鑄造・販売業者における平仮名字体の用意」『語文論叢』三二一

岡田一祐(二〇二二)『近代平仮名体系の成立 平仮名字体意識と明治期読本』文学通信

小林ベター・ダニエル(二〇一四)「明治前期の出版物における平仮名字体の使用傾向について」『国文論叢』四八

論叢 四八

小宮山博史(二〇二〇)『明朝体活字 その起源と形成』グラフィック社

近藤明日子(二〇〇五)「濁点文字使用率から見る濁音表記」『雑誌『太陽』による確立期現代語の研究

『太陽コーパス』研究論文集』国立国語研究所報告一二一、博文館新社

澤崎文(二〇一九)「音仮名の訓仮名化 清濁を書き分けない表記システムをめぐつて」『国文学研究』

一八九

鈴木広光(二〇一五)『日本語活字印刷史』名古屋大学出版会

銭谷真人(二〇一五)「活字化された変体仮名に見られる装飾的字体について」『日本言語文化』三二一

高山倫明(二〇二二)『日本語音韻史の研究』ひつじ書房

豊島正之(二〇二二)「キリシタン文献の漢字整理について」『国語と国文学』七九一一

豊島正之(二〇二三)「音韻を計る」上野善道編『音声・音韻』朝倉日本語講座三、朝倉書店

沼本克明(一九九七)『日本漢字音の歴史的研究 体系と表記をめぐつて』汲古書院

春田ゆかり(二〇一六)「近代初期「平仮名活字」の書き手について 池原香榊とその周辺」『タイポグ

ラファイ学会誌』九

久田行雄（二〇一九）「近世板本において併用された楷書体漢字と平仮名 漢字仮名交じり文の史的研究」『日本語の研究』一五―二一

肥爪周二（二〇一九）『日本語音節構造史の研究』汲古書院

府川充男（二〇〇四）『聚珍録』三省堂

藤枝晃（一九九六）「日本語を楷書では書かなかった『月刊しにか』七・七

〈本木昌造・活字復元プロジェクト〉調査グループ（二〇〇三）「検証 諏訪神社収蔵「木彫活字」」同
編纂委員会編『日本の近代活字 本木昌造とその周辺』近代印刷活字文化保存会

矢田勉（二〇一一）『国語文字・表記史の研究』汲古書院

屋名池誠（二〇一一）「仮名はなぜ清濁を書き分けなかったか」『芸文研究』一〇一

山田健三・伊藤莉沙（二〇一一）「烏丸本徒然草の印刷技法」『人文科学論集 文化コミュニケーション

学科編』四六

Frellesvig, Bjarke. 2010. *A history of the Japanese language*. Oxford: Oxford University Press.

Maddieson, Ian. 1984. *Patterns of sounds*. Cambridge: Cambridge University Press

謝辞

本稿は、もと第五十回 TwiFUL 札幌言語学ミートイングおよび第百四回札幌学院大学言語学談話会での発表をもとに、おおはばな加筆を加えたものである。また、いちぶにハナの会二〇一六年度夏季研究会で発表した内容を含んでいる。それらの会でご意見を賜った諸氏に感謝申し上げる。国立国会図

書館デジタルコレクション、国立教育政策研究所教育図書館近代教科書デジタルアーカイブ、国立公文書館デジタルアーカイブ、早稲田大学図書館古典籍総合データベース、および中村真也氏には蔵書を利用させていただいた。感謝申し上げる。本稿は、科学研究費補助金・研究活動スタートアップ支援（JP15H05981）および基金・若手研究（B）（JP17K13462）の成果の一部を利用したものである。

（おかだ かずひろ・北海学園大学人文学部講師）

〔註〕

(1) 「和様」とは、のちに述べるように、池原香稚の手になるとされ、新町活版所が製作した平仮名活字に対する近代活字書体史研究における用語である。

(2) 嵯峨版や烏丸本徒然草の印刷手法について、論旨にかかわる範囲で簡単な説明を試みたい。近代にいたって西洋式活字印刷技術が取り入れられる以前にも活字印刷は行われており、とりわけ、慶長年間（一五九六年—一六一五年）以前の活字印刷によって生みだされた諸本を古活字版と呼んで尊んできた（その間の活字印刷は近世木活字という）。嵯峨版は、そのような古活字版の雄である。角倉素庵（一五七一（元龜二）年—一六三二（寛永九）年）が行った出版事業の産物を謂い、活字でありながら写本のごとき印象を与える流麗な文字で知られる。近代日本に取り入れられた活字は、漢文のために作られた正方形の枠に一字一字が収められて一本の活字となる形態——原稿用紙のような——を基調とする活字であるのに対して（小宮山、二〇二〇）、古活字版は、長方形の枠に対して、かならずしも一棒一字に囚われない活字製作が行われており、鈴木（二〇一五）はそれに関する代表的な研究のひとつである。鈴木（二〇一五）によれば、嵯峨版では、そのような枠を一・五桁ぶん用いたり、あるいは二桁・三桁と用い、またそこに治める文字も、桁目の数に縛られず、三桁ぶんに対して一字を彫り込むようなこともすることによって、手書きのような見た目を再現している。なお、西洋式活字印刷技術が再利用性のある鑄型によって複製容易な金属活字を用いるのに対して、古活字版では木片に一本一本彫り込んだものであることは疑いがない。烏丸本徒然草は、その点異様で、最初の一葉を刷り上げた、あるいは行単位に文字を刻んだ木版を切り出して一字一字活字にし、さらに必要に応じて補っていったものであることが明らかにされている（山田・伊藤、二〇一二）。烏丸本徒然草は、藤原氏出身の公卿・烏丸光広の校訂にかかり、句読清濁を示したもので近世期にひろく流通した。

(3) 現代語における清濁の対立を声に帰されることがあるが、調音点の異なる $h/$ b の関係を説明することができない。また、等韻学的な理解であれば、調音面にのみ着目すればよいようであるけれども、それではナ・マ行が清音の対立項を欠いた濁音になってしまう（中古漢語では $n/$ m を含む「明」・「微」・「泥」・「娘」の各声母は鼻音や流音の次濁音である）。したがって、連濁に代表される変音関係において成り立つ組という説明が導かれるのである。上代語では $k/$ $s/$ $t/$ $p/$ の無声閉鎖音において変音関係があったが、このように阻碍音前鼻音の対立がある

ことそのものは、通言語的にはまま見られる現象である (Maddieson, 1984, 67)。

(4) 現代日本語における濁音は、かなりの部分を漢字音や借用語などが占めており、それらはとうぜん、日本語の知識からは予測性を欠く。たとえば、ベットとベッド、バックとバッグなどはそのような変音関係を乱すものである。もちろん、助詞のガなどのように、もともと濁音というものはなかったのだとすると、いつどのようにこの語形となったか想定できないものもある。

(5) 専門的な解説は省くが、澤崎(二〇一九)は、音仮名と訓仮名とで濁音の表示の書き分けの態度が異り、書き分けが見られないのは一音の訓仮名主体表記か、訓仮名と音仮名とが混用される表記においてであるという。また、そのような一音の訓仮名における清濁表記の書き分けがないものであっても、多音節仮名では清濁に注意が用いられるとし、一音の訓仮名で清濁が両用されるのは、けっきょく、清音が濁音に転じうるという知識に基づくとする。音仮名と訓仮名が混用される文献において、清濁の書き分けがないのは、漢字音を背景にそれなりの正確性をもって用いられがちな音仮名が、訓仮名の体系に同化したことを表すのではないかと捉える。数において劣る訓仮名への併呑と呼ぶべきものかはためらいもあるが、興味深い考えと思われる。いずれにせよ、清濁表記と連濁現象とは切っても切り離せないことがらである。

(6) 原本は印刷博物館に所蔵されている。河野通「幕末維新に生まれた和文金属活字」『活字文明開化 本木昌造が築いた近代』(印刷博物館、二〇〇三)、府川(二〇〇四、巻一、三九三―三九六)に一部図版がある。

(7) この名称にはいくつかの問題がある。そもそもその問題としては池原の手になるとされるこの書体は書道史にいう「和様」ではないからである。和様とは、元来、小野道風から藤原行成を通じて世尊寺流・青蓮院流に受け継がれてきた書風の謂いである。また、もしこれを和様とするならば、非和様系とは、それ以外の書風を持つ平仮名活字を謂うことになるが、香稚の書風があまり一般的な書風ではないにもかかわらず、非和様系は世に行われたそれ以外の書風となつてしまい、築地活版が一八九〇年ごろから整理した一号細仮名の系統のような、ただし御家流Ⅱ和様を受け継ぐ活字書体を排除することとなる。「和様」は括弧付きで用いられなければならない。もし、これがたしかに「和様」という名称において当事者たちに認められていたのであるとすれば、それは、香稚が国学者であつたからであろうか。その筆跡が、和様というよりも儒学者のそれに近いものを感じさせることは、すでに岡麓が指摘

しているという（春田、二〇一六、二六）。府川（二〇〇四、卷三、二三）は、この書体が同時代の活字や全時代の木活字において珍しくないとするが、それは、たんに、これらの書体の出自——近世までの活字版は一般民衆のための媒体ではない——を述べているにすぎないように思われる。げんに、「和様」書体は活字印刷の大衆化のなかで抛擲されてしまうのである。

さらにいえば、府川（二〇〇四、卷二、一六八）では、「和様」活字について、「池原香榊が版下を書いたとされ、明治三十三（一九〇〇）年の小学校令施行規則以降に謂うところの変体仮名を多く交え、最初期新町活版所の初製に係る、ほぼ共通する書風を持つ二号・三号・四号の平仮名活字」という定義を与えている（なお、「変体仮名を多く交え」云々は定義に必要がない）。これは、五号活字を含んでおらず、定義として不足がある。府川（二〇〇四、卷三、二三—五三）によれば、五号活字の例を新町活版所で作ったものと見ていなかったようであるが、（本木昌造・活字復元プロジェクト）調査グループ（二〇〇三）が明らかにするとおり、ほかの「和様」活字同様、長崎・諏訪神社に種字が一部保存されており、とうぜん「和様」活字の一員と見なされるべきであろう。じつさい、別の箇所では（府川、二〇〇四、卷三、一一三二、注三一—一四）、あるにはあったが東京での使用例を見ないとだけ述べる。

「和様」活字が「和様」ではないことは、明治維新下の書体体制からもう言うことができる。青山（二〇〇五）は、楷書を不敬として禁じた江戸幕府の制禁が消え去って、唐様へと転換したことを明治新政府から諸藩への通達の写し方から示す。楷書の使用が不敬であるということについて青山（二〇〇五）は言及しないが、エッセイではあるが、藤枝（一九九六）は、楷書の公的書体としての価値を述べ、天皇のものである楷書で書かれた文書を院からも、幕府からも発給しなかったことの意義を説いており、これを要するに、幕府の立場から楷書を使うと天皇の文書になってしまうということである。それに対して、香稚はたんに国学に通じて明治新政府に仕えていたのみならず、尊皇派として倒幕を試み投獄すらされた身である。香稚がのち詠歌を師事した御歌所長をも務めた高崎正風の書風も参考となろう。和様と唐様の区別については、青山（二〇〇二）に論がある。

（８）濁音仮名の認定および記紀万葉における使用は、べんぎ、石塚龍磨『古言清濁考』（菱屋孫兵衛、一八〇二）に従う。なにを濁音仮名と捉えるのかは、現代と同じとは言えないからである（なにを訓仮名由来とするかについても同様）。早稲田大学図書館古典籍総合データベースで公開される早稲田大学図書館蔵本を参看した。字体を示す必要は乏し

いので、印刷の便宜を図り、仮名の由来となった字母で示すが、仮名がつねに字母との関連において把握されるようなものであるという認識に基づくものではない。

なお、「和様」活字の仮名の認定は、板倉（二〇〇二）および〈本木昌造・活字復元プロジェクト〉調査グループ（二〇〇三）から訂正したものがある。なお、岡田（二〇一七）に大阪活版製造所の『五号活字総数目録』をはじめとする活字総数見本帖の字体掲載状況を整理しているが、そのなかで、「騰（と）」をあやまって「騰」に作っていたので訂正する。

（9）「宜」は「ぎ」「げ」のいずれとも取れる。また、「邪」は、平安以降「や」と読むが、万葉仮名としては「ぎ」しか表さない。

（10）契沖は『和字正韻』（二六九一年成立）において、「伎（ぎ）」「壽（ず）」などが濁音仮名であるという認識を示しており、賀茂真淵においても、これらは濁音仮名として用いられるという（内田、二〇一〇、一〇二）。しかしながら、『和字正韻』は公刊されたものではなく、真淵も意図を明示するわけではなく、香椎が同じ観点からこれらの文字を組み入れたかは分らない。

（11）ある仮名が特殊であると言明することは、たやすく示しがたいけれども、類例を容易に見出しがたいものとするに留める。

（12）「止（と）」は、現行の「と」と形状が異なるものというほどの意である。

（13）注七に述べたように、府川（二〇〇四）は、五号の「和様」活字についてびみょうな態度を取るのである。なお、府川（二〇〇四、卷三、六六）が「本木―平野五号仮名第一次型」と呼ぶものは、平野活版製造所の製作にかかるのではないかと思う。

（14）なお、このような字体分布は、国学者流の仮名表記とおおはばに異なるわけではない。宣長の『古事記伝』のような字体に意を払った著作においても、「と」や「め」が現れないというわけではない（矢田、二〇一二、第六編第二章）。矢田は、国学者たちがいかなる著作においても訓仮名忌避を行っていたわけでもなく、選択的であったことを指摘している。『西洋古史略』の対象読者層からすれば、この草稿に用いられる仮名字体は、たしかに、訓仮名なしでもじゅうにぶんに術学的とは言える。

(15) 矢田 (二〇一二、第六編第三章) では、これよりはよい活版印刷の例に『大祓詞正訓』(一八七三)、『毎朝神拝詞記』(二八八二) を挙げるが、確認できていない。矢田 (二〇一二、第六編第三章) では注意深く言明が避けられているけれども、国学者の出版物の書体がすくなくからず楷書体と切り分けられそうなほどに独立した平仮名とで構成されることをして、後世の活版印刷におけるモードを用意したという言説がときに見られる。そのような言説では、平田派が実質的に活動を停止する明治一〇年代後半にいたってようやく活版印刷に取り組むことをどのように考えるのであろうか。

(16) 「曾(そ)」のみいろは仮名を欠くが、濁点活字はあるので、誤脱であろう。「こ」と「古a」や、「す」と「春a」、「み」と「三」とが入れ違っているのは誤りであろう。同様に、「ふ」「ほ」を欠くのも誤りであろう。

(17) あやまって「く」のつぎに置かれる。

(18) 選定した書体は、岡田 (二〇一七) で謂うところの、国87五明・四明・五楷、紙77四明・五明、平78四甲、築94五明、築86六明、築17四細・四太、秀28四明である。字母が同一で、区別されるべき字体は、アルファベットを附して弁別されている。

(19) なお、銭谷 (二〇一五) では、この「和様」活字を非「和様」活字と緬い交ぜにして、活字字体の出自を探っているが、今見たように、そのような扱いは非である。

